

## 亀の川、日方川、加茂川流域治水協議会規約

(名称)

第1条 「亀の川、日方川、加茂川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、亀の川、日方川及び加茂川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)に参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、治水対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)に参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 亀の川、日方川及び加茂川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席者の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和3年1月27日から施行する。

別表1

和歌山市長  
海南市長  
和歌山県 総務部 危機管理局長  
和歌山県 農林水産部 農林水産政策局長  
和歌山県 農林水産部 森林・林業局長  
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局長  
和歌山県 県土整備部 都市住宅局長  
和歌山県 海草振興局長  
(オブザーバー)  
近畿地方整備局 河川部 地域河川調整官  
和歌山地方気象台長

別表2

和歌山市 河川港湾課長  
和歌山市 総合防災課長  
海南市 危機管理課長  
海南市 都市整備課長  
海南市 建設課長  
和歌山県 総務部 危機管理局 防災企画課長  
和歌山県 農林水産部 農林水産政策局 農業農村整備課長  
和歌山県 農林水産部 森林・林業局 森林整備課長  
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課長  
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 砂防課長  
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長  
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課長  
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課長  
和歌山県 海草振興局 地域振興部長  
和歌山県 海草振興局 農林水産振興部長  
和歌山県 海草振興局 建設部長